

警察庁における対応状況

1. 特区として実施する主な事項

- ① 海岸地域における地方公共団体と都道府県警察で協議して定めた計画に基づく交通規制の実施
ドライブコースとして利用される砂浜等において自治体等と警察が定める計画に即して交通規制を実施し、海岸地域を通行する観光客等の安全確保と観光振興を図る。
- ② 市街地における地方公共団体と都道府県警察等が協議して定めたまちづくりの計画に基づく交通規制の実施
自治体、警察、地域住民等が定める「まちづくり計画」に即して市街地における交通規制を実施し、街の賑わい創出と安心して散策等ができる環境の整備を図る。
- ③ ロボットの歩道における歩行実験のための道路使用の容認
都道府県公安委員会規則の改正によりロボットの歩行実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化し、ロボットに係る研究開発の促進と産業振興を図る。

2. 全国で実施する主な事項

- ① イベント等に伴う道路使用許可の円滑化
実施主体と警察や地域住民等との調整・合意形成の円滑化に必要な事項等を通達により明確化し、地域活性化を目的としたイベント等の円滑な開催を支援する。
- ② カーレースに伴う道路使用許可の円滑化
実施主体と警察や地域住民等との調整・合意形成の円滑化に必要な事項等を通達により明確化し、公道を使用したカーレースの円滑な開催を支援する。
- ③ 車高規制の見直し
積載時の車高が3.8メートルを超える車両(コンテナや完成自動車運搬する車高4.1メートルの車両等)の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する。